

改 正 案		現 行	
別表第三（第十二条、第十八条関係）		別表第三（第十二条、第十八条関係）	
特 定 計 量 器	一 （略）	特 定 計 量 器	一 （略）
二 積算体積計 イ 水道メーター （1）電磁式水道メーター （2）超音波式水道メーター （3）又は（2）に掲げるもの以外のもの ロ ホ （略）	十年 十年 八年 （略）	二 積算体積計 イ 水道メーター （略）	八年 （略）
三 十 （略）	（略）	三 十 （略）	（略）